



国・鳥取県・米子市の給付金・助成金・各種事業・今後の事業展開に関する補助金のご紹介

各施策の申請の切や最新の情報は所管窓口や各HPでご確認ください。米子商工会議所ウェブサイトの「新型コロナウイルス感染症対策特設ページ」等にて施策情報等について随時掲載しています。

1. 補助金

制度名	用途	補助上限額・補助率	問合せ窓口																												
鳥取県産業成長 応援事業 <small>締切は公募期間によって異なります</small>	【小規模事業者挑戦ステージ】 業種を超えた新規事業参入や、デジタル技術を活用した販路開拓 【生産性向上挑戦ステージ】 設備投資・システム導入などにより製造(作業)時間を短縮する生産性向上の取組み	【小規模事業者挑戦ステージ】 200万円(補助率1/2) 【生産性向上挑戦ステージ】 500万円(補助率1/2)																													
小規模事業者 持続化補助金 <small>締切は公募期間によって異なります</small>	小規模事業者(常時使用する従業員数が「商業・サービス業 宿泊業、娯楽業を除く」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者)等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援 補助対象:チラシ作成、広告掲載、店舗改装など <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">類型</th> <th rowspan="2">通常枠</th> <th colspan="4">特別枠</th> <th rowspan="2">インボイス枠</th> </tr> <tr> <th>成長・分配強化枠</th> <th colspan="2">新陳代謝枠</th> <th rowspan="2">卒業枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助率</td> <td>2/3</td> <td>2/3</td> <td colspan="2">2/3</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>補助上限</td> <td>50万円</td> <td colspan="2">200万円</td> <td colspan="2">100万円</td> </tr> <tr> <td>追加申請要件</td> <td>—</td> <td colspan="4">裏面をご確認ください</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別枠:令和3年度補正予算に伴う特別枠の拡充 ■賃金引上げ枠:事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+30円以上(既に達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上)とした事業者 また、本枠を申請する事業者のうち業績が赤字の事業者は、補助率を3/4へ引き上げると共に加点による優先採択を実施。 ■卒業枠:常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超過して規模を拡大する事業者 ■後継者支援枠:将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補としてアトツギ甲子園のファイナリストになった事業者 ■創業枠:産業競争力強化法に基づく認定市区町村や認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者 ■インボイス枠:2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録した事業者</p>	類型	通常枠	特別枠				インボイス枠	成長・分配強化枠	新陳代謝枠		卒業枠	補助率	2/3	2/3	2/3		2/3	補助上限	50万円	200万円		100万円		追加申請要件	—	裏面をご確認ください				米子商工会議所 企業支援課 0859-22-5131
類型	通常枠			特別枠					インボイス枠																						
		成長・分配強化枠	新陳代謝枠		卒業枠																										
補助率	2/3	2/3	2/3			2/3																									
補助上限	50万円	200万円		100万円																											
追加申請要件	—	裏面をご確認ください																													
事業再構築 補助金 <small>締切は公募期間によって異なります</small>	売上減少要件等を満たし、事業再構築指針(新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編)に沿った事業計画に対する補助。 全く異なる業種や思い切った大胆な事業の再構築で、事業拡大につながる相応規模の投資を行う取組みを支援。詳細は事業再構築補助金ホームページをご確認ください。	100万円~1億円 (補助率1/2~3/4) ※ 事業類型(通常枠・大規模賃金引上げ枠・卒業枠・グローバルV字回復枠・緊急事態宣言枠・最低賃金枠)と企業規模によって異なります。	事業再構築補助金 コールセンター 【ナビダイヤル】 0570-012-088 【IP電話用】 03-4216-4080																												

使いやすくなりました！
小規模事業者
持続化補助金
締切は公募期間によって異なります

制度名	用途	補助上限額・補助率	問合せ窓口
新型コロナウイルス感染症予防対策 推進補助金 <small>申請締切 R5年1月31日</small>	新型コロナウイルス感染予防対策の物品・設備の購入経費を補助します。 【対象事業者】 鳥取県内において、感染予防対策を実施し、以下に該当する店舗を営業する法人もしくは個人事業主 ア.飲食店、喫茶店、宿泊施設、理美容所、公衆浴場、興行場 イ.複数の県民が利用する施設(従業員のみが利用する事業所を含む。) 【補助上限額】 20万円 ※複数の店舗において対策を講じる場合、店舗数に応じて補助 【補助率】 1/2 【対象事業】 ※対象経費の具体例(令和4年4月1日以降の購入に限る) ○基本的な感染予防…手洗い場設置、アルコールディスペンサーの購入設置、フロアマーカール利用者への掲示物の購入または作成委託 ○飛沫感染防止…仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、シート・パーテーション設置、フィジカルディスタンス確保のためのレイアウト変更等の店舗内の改修 ○接触防止…共有設備の非接触化(手洗い場の自動水栓化等)、共有物品の追加購入(カラオケ店のマイク等)、ノータッチディスペンサー、非接触温度計、サーモグラフィカメラ、キャッシュレス決済専用端末の購入 ○換気機能向上…換気設備設置・改修(給気口の増設、換気扇の点検・クリーニング含む)、換気用窓や網戸の取付、扇風機・サーキュレーター、二酸化炭素濃度測定器等の購入 ※提出書類、手続きの流れについては、鳥取県HPをご確認ください。	補助上限額 20万円 (補助率1/2) ※複数の店舗において対策を講じる場合、店舗数に応じて補助	鳥取県生活環境部 くらしの安心推進課 0857-26-7159 鳥取県HP
県内企業 多角化・新展開 応援補助金 <small>申請締切 R4年7月31日</small>	感染症の影響を受けた県内の中小企業者等(※)が、事業を継続・発展させるために行う、①事業実施方法の転換、②新分野への進出、③新型コロナウイルス感染症に対応する新商品・新サービスの開発の取組を支援。 ※ 申請前直近1年のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して30%以上減少していること	100万円 (下限25万円) (補助率1/2)	鳥取県商工労働部 企業支援課 経営革新・経営改善 担当 0857-26-7988

国及び鳥取県の資金繰り支援策のご紹介

特設ページ



新型コロナウイルス感染症に関する新しい支援情報等については米子商工会議所ウェブサイトの特設ページに随時掲載いたします。

【問い合わせ先】 米子商工会議所 企業支援課 TEL(0859)22-5131

1. 期日一括返済融資

制度名	限度額	金利	返済期間	問合せ窓口
経営安定事業継続支援資金 ※詳細についてはお問い合わせ下さい	限度額: 3,000万円以内	金利:1.80%	融資期間:5年以内 返済方法:期日一括返済	各金融機関

2. 無利子・無担保融資(無利子となる融資期間には上限があります)

制度名	限度額	金利	返済期間	申込窓口
新型コロナウイルス感染症特別貸付(特別利子補給制度あり)	国民生活事業別枠8,000万円 中小企業事業別枠6億円	国民生活事業:1.26~1.75%(借入後3年間は上記金利-0.9%) 中小事業:1.11~1.20%(借入後3年間は上記金利-0.9%)	運転資金15年以内(うち据置5年以内) 設備資金20年以内(うち据置5年以内)	日本政策金融公庫[平日] TEL 0120-154-505 [土日](国民生活事業) TEL 0120-112476 (中小企業事業) TEL 0120-327790 商工組合中央金庫相談窓口 TEL 0120-542-711
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付	別枠 8,000万円	国民生活事業:1.26~1.75%(6,000万円を限度として、借入後3年間は上記金利-0.9%)		
商工中金による危機対応融資(特別利子補給制度あり)	6億円	1.11(借入後3年間は上記金利-0.9%) ※ 利下げ限度額3億円、貸付期間5年の場合の金利		商工組合中央金庫相談窓口 TEL 0120-542-711

3. 金利▲0.9%引下げ融資

制度名	限度額	金利	返済期間	申込窓口
新型コロナウィルス対策マル経融資	別枠 1,000万円	1.23%(借入後3年間は0.31%) ※ 売上の減少率等の要件を満たせば借入後3年間の利息が助成されます。	運転資金7年以内(うち据置3年以内) 設備資金10年以内(うち据置4年以内)	米子商工会議所 企業支援課 TEL 0859-22-5131
衛生環境激変対策特別貸付	別枠 1,000万円(旅館業は別枠 3,000万円)	1.86% ※ ただし振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、0.96% ※ 貸付期間・担保の有無等により変動	運転資金 7年以内(うち据置2年以内)	日本政策金融公庫[平日] TEL 0120-154-505 [土日](国民生活事業) TEL 0120-112476 (中小企業事業) TEL 0120-327790

申請期限延長

新型コロナウイルス感染症特別利子補給事業について

日本政策金融公庫(日本公庫)、沖縄振興開発金融公庫(沖縄公庫)、商工組合中央金庫(商工中金)及び日本政策投資銀行の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・「危機対応業務(危機対応融資)」等の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った方のうち、一定の要件を満たす方に対し、貸付を受けた日から最長3年間にあたる利子相当額を一括して助成することにより、実質的な無利子化を実現するものです。助成対象に該当するかどうかや申請方法については本事業のウェブページまたは下記お問い合わせ先にてご確認ください。

【申請受付期限】 2023年2月28日

【お問い合わせ】 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 TEL 0570-060515

【ウェブ ページ】 <https://tokubetsu-riho.jp/>

制度名	用途	補助上限額・補助率	問合せ窓口
鳥取県国際経済変動緊急対策補助金 申請期間 令和4年8月31日	鳥取県では、ロシアによるウクライナ侵攻や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中国でのロックダウン実施等(以下「ウクライナ危機等」という。)を契機とした国際経済変動により、海外との原材料、部品や製品等の取引が困難になっている県内中小企業者が、国際取引によるサプライチェーンやマーケットの再構築等について緊急的対応を行う取組を支援します。 【対象事業】 ウクライナ危機等の国際経済変動により海外との原材料、部品や製品等の取引が困難になっている状況を受け、国際取引によるサプライチェーンやマーケットの再構築等に緊急的に取り組む任意の事業 【対象者】 鳥取県内に本社を有する中小企業者 【対象経費】 調査・コンサルティング・マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会・展示会出展費、各種認証取得費、現地販路開拓委託費、感染症対策費、雑費 等 【事業期間】 交付決定日から令和5年1月 31 日(火)まで 【申請方法】 県通商物流課の WEB サイト ※上記詳細につきましては、鳥取県HPをご覧ください。	補助率:1/2 補助上限額:100 万円)	鳥取県商工労働部 通商物流課 0857-26-7660 鳥取県HP

2. 雇用関係の助成金

制度名	対象及び給付額	問合せ
雇用調整助成金(新型コロナ特例措置) 特例措置 令和4年9月30日迄	新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、「労使間の協定」に基づき、「雇用調整(休業)」を実施する事業主に対して、休業手当などの一部を助成。一日あたりの支給上限額は、対象となる休業の期間や企業規模によって異なります。	雇用調整助成金 コールセンター 0120-60-3999
新型コロナウイルス雇用安定支援金	新型コロナウイルスの感染拡大の影響による事業活動の縮小等に伴い5人以上29人以下の離職者を発生させる企業(送出企業)の離職者の早期就職を支援するため、当該離職者を正規雇用した企業に対して支援金を支給します。 【申請事業主の要件】 ※次の1から6のいずれにも該当する事業主 1. 雇用保険の適用事業の事業主 2. 対象労働者をハローワーク等の紹介により県内に所在する事業所で新たに正規雇用者として雇い入れた事業主 3. 対象労働者を雇入れの日から起算して3月以上継続して雇用している事業主 4. 送出企業の親会社等に該当しない事業主 5. 送出企業において事業再編等が実施される場合であって、事業再編後の企業及びその親会社等に該当しない事業主 6. 貸金台帳、労働者名簿、出勤簿、現金出納帳、総勘定元帳等の法定帳簿類等を備え付け、県の実務により提出することができる事業主 ※「ハローワーク等」とは、ハローワーク(公共職業安定所)、鳥取県立ハローワーク、公益財団法人産業雇用安定センターまたはその他の職業紹介事業者のこと。 ※「正規雇用」とは、雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が週30時間以上で同一の事業所に雇用される他の通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度であるもの。 【対象労働者の要件】 ※次の1から3のいずれにも該当する者 1. 送出企業を事業主都合により離職した者であって、ハローワーク等に求職者登録した者 2. 送出企業を離職した日から令和4年3月31日又は送出企業を離職した日の翌日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までに申請事業主に正規雇用された県内在住者 3. 送出企業を離職後に、申請事業主以外に正規雇用されていない者 【助成金額】 ・離職者を5人以上29人以下発生させる企業から離職した者を正規雇用した場合、1人あたり30万円 ※支援金の申請は、3ヵ月雇用後の実績により申請	鳥取県立 鳥取ハローワーク 0857-51-0501